

平成29年9月

お客様各位

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について (振り込め詐欺防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、ご高齢のお客様をATMに誘導して、現金を振り込ませる「還付金詐欺」等の被害が急増しております。

当組合では、このような被害を防止するための緊急対応としまして、下記のとおり、**キャッシュカードの振込機能の利用限度額を一部制限させていただきます。**

つきましては、大変ご不便をおかけいたしますが、お客様の大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対応となりますので、何卒、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1. 緊急対応の内容

次のお客様の口座は、キャッシュカードによるATMでの振込限度額を1,000円とさせていただきます。

(1) 対象となる口座

平成29年10月末日時点において、下記の①および②に該当した口座が対象となります。

① 満70歳以上のお客様のキャッシュカード保有口座

② ATMで過去1年以上、キャッシュカードによるATM振込をされていない口座

(2) 対応開始日

平成29年11月10日（金）より

2. 上記のお客様がキャッシュカードによる振込を希望される場合

平日の営業時間内に当組合窓口へご本人確認書類、通帳、キャッシュカード、お届け印をご持参のうえ、お申し付けください。振込ができるように変更させていただきます。

〔1日あたり振込上限額を1千円から200万円の範囲内で変更することができます。但し、手続き後であっても毎月の月末基準日時点で、過去1年以内にATM振込のご利用がなかった場合にはあらためて手続きが必要となります。〕

3. キャッシュカードによる『お預入れ』や『お引出し』は従来どおり可能です。

以上